

**「盲ろう者向け通訳・介助員養成講座(前期)／基礎講座」開催のお知らせ**

視覚及び聴覚に重複して障がいを持っている「盲ろう者」の方々への通訳者及び介助員の養成講座を開講します。

「盲ろう者」に対し「何かお手伝いしたいけれど」「コミュニケーションの方法がわからない」「介助の方法がわからない」といった方、また、これまで、手話通訳、要約筆記、点字、朗読、ガイドヘルプ等で既にご活躍の方、さらには、自分たちの仲間を支えたいと願っている視覚・聴覚障がい者の方々、ぜひご参加ください。

**【基礎講座】**

未経験者対象集中講座全7回  
盲ろう者に関する基礎知識、コミュニケーションや介助に関する基礎的な知識・技能を習得し、栃木県の「盲ろう者向け通訳・介助員」として登録する。

**■開催日時**

6月3日・4日・10日・17日・18日・24日・25日  
(いずれも土・日曜日)

午前9時30分

午後4時30分

**■会場**

とちぎ福祉プラザ(4日)については『とちぎ男女共同参画センター「パルティ」』

**■対象者**

全日程を受講ができ、修了後、栃木県の「盲ろう者向け通訳・介助員」として登録・活動が可能な方

**■定員**

20名

**■受講料**

2,000円

**■申し込み**

申込用紙を記入の上、事務局へ申し込み。

※申込用紙は社会福祉課にあります。

**■申し込み・問い合わせ先**

社会福祉課

☎(32)89000

FAX(32)86001

栃木盲ろう者友の会「ひばり」事務局

☎080(5459)5896

FAX020(4664)5524

**「療育手帳」の巡回再判定を実施します**

とちぎリハビリテーションセンターを利用することが困難な方に対して、職員が来所する『動く知更相』を実施します。

療育手帳の再判定や、本人や保護者からの相談に応じ助言を行います。

相談等には事前の予約が必要です。ご希望の方は、窓口でお申し込みください。

**■日時** 8月10日(木)

午前10時

**■場所** ゆうゆう館

**■内容**

①療育手帳の再判定

②その他生活相談等

※新規の療育手帳の判定はできません。

**■対象者**

18歳以上の知的障がい者及びその保護者、関係機関等で相談を必要とする方

**■申込締切**

7月28日(金)

**■申し込み・問い合わせ先**

社会福祉課

☎(32)89000

FAX(32)86001

**平成29年1月1日から  
育児休業や介護休業が取りやすくなりました。**

**育児関連制度**

1 パートや契約社員の方でも  
育児休業が取りやすくなる

**例えば**

正社員ではない人も育児をしながら、仕事を続けられるようになります。

2 子の看護休暇が  
半日単位で取れる



**介護関連制度**

1 介護休業が3回まで  
分けてとれる!

**例えば**

入院や施設への入居などでまとまった休みが必要になった時その都度休めます。

2 介護休暇が半日単位で取れる  
3 残業の免除が請求できる



■問い合わせ先 総合政策課 ☎(32)8886